

平成31年3月18日

九州電力株式会社
川内原子力発電所長 須藤 礼 殿

川内原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 川ノ上 浩文

不適合管理の一部不備について（注意）

平成30年度第4回保安検査において、保安規定第3条（品質保証計画）の「8.3 不適合管理」においては、業務の要求事項を満足していない事象を不適合として不適合管理することが要求されていますが、川内原子力発電所のQMS文書である「不適合管理基準（平成31年3月1日 改36）」においては、業務の要求事項を満足していない事象のうち、業務の実施（結果）に影響がないと判断した事象は不適合として管理されていないため「不適合管理基準」に基づく管理の対象外としていることが確認されました。このため、業務の要求事項を満足していない事象である不適合の全てが「不適合管理基準」の中で網羅的に管理される状況になっていなかったことに対して注意するとともに、保安活動の実効性を確保するため、下記の改善を求めます。

記

- 1 業務の要求事項を満足していない事象の全てを「不適合管理基準」の中で網羅的に管理すること

以 上